学校法人 浅井学園 札幌ファッションデザイン専門学校DOREME 学則 (新) 第1章 総 則

- 第1条 本校は、札幌ファッションデザイン専門学校DOREMEという。
- 第2条 本校事務局は札幌市中央区南1条西22丁目1番1号に置く。
- 第3条 本校は、学校教育法に基づく専門学校であって、服飾に関する専門的職業技術の 教授を主として、もって生活文化の向上に役立つ人材を育成することを目的とする。
- 2 本校は、その教育の一層の充実を図り、目的及び社会的使命を達成するため、教育 活動その他の学校運営の状況について、自ら点検及び評価(以下「自己評価」とい う。)を行い、その結果を公表するものとする。
- 3 本校は、自己評価結果を踏まえ、関係者等による評価(以下「学校関係者評価」という。)を行い、その結果を公表するものとする。
- 4 前2項に定める自己評価及び学校関係者評価の実施並びに結果の公表について必要な事項は、学校評価実施規程に定める。

第2章 課程の組織,修業年限及び収容定員

第4条 本校の課程の組織、修業年限及び収容定員は下記の通りとする。

分野	=	果 程	学	科	昼夜	友 修業 収 容 定		員	
刀到	課程学科		の別	年限	第1学年	第2学年	計		
		ファッシ	ョン総合	学科	昼間	2年	3 0	3 0	6 0
家政	専門課程	専	攻	科	昼間	1年	2 0		2 0
		夜	間	科	夜間	1年	2 0		2 0

2 一の授業科目について同時に授業を行う学生の数は、30人を標準とする。

第3章 学科,学期,授業日及び休業日等

第5条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年を分けて次の2学期とする。

前 期 4月1日から9月30日まで

後 期 10月1日から3月31日まで

第6条 1年間の授業日数は,200日を標準とする。

2 授業の開始及び終了の時刻は次のとおりとする。

昼間部 開始時刻 午前9時30分

終了時刻 午後3時40分

夜間部 開始時刻 午後6時20分

終了時刻 午後9時25分

- 3 休業日は次のとおりとする。ただし、休業日については臨時に変更することがある。
- (1) 国民の祝日に関する法律に定める日
- (2) 本学園創立記念日 9月5日
- (3) 十曜日, 日曜日
- (4) 夏期休業日 7月25日から8月23日まで
- (5) 冬期休業日 12月25日から1月17日まで
- (6) 学年末休業日 3月28日から4月9日まで
- 4 教育上特に必要がある時は、休業日に授業を行う場合がある。この場合、授業日を 休業日に振り替えることがある。

5 非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

第4章 入学,退学及び休学等

- 第7条 本校に入学することのできる者は、それぞれ次に掲げる者とする。
 - (1) ファッション総合学科, 夜間科は, 高等学校を卒業した者またはこれに準ずる学力があると認められる者
 - (2) 専攻科は、前号に掲げる学力を有し、服飾系の専門教育を2か年以上修了またはこれに準ずる学力があると認められる者で校長が認めた者
- 第8条 入学の手続きは、次のとおりとする。
 - (1) 入学を希望する者は、下記書類に入学選考料を添え、指定の期日までに提出しなければならない。ただし、一旦提出した書類及び選考料は返戻しない。
 - ① 入 学 願 書 (本校所定のもの)
 - ② 卒業証明書及び調査書
 - (2) 入学は、入学考査に基づき、校長が許可する。
 - (3) 入学の許可を受けた者は、所定の誓約書に定められた学費を添え、指定の期日まで に校長に提出しなければならない。誓約書には保証人を定めなければならない。
- 2 前項に定める手続きが所定の期日までに行なわれないときは、校長は入学の許可を取り消すことがある。
- 第9条 保証人は市内または札幌近郊に居住し、学生に関する一切の責務を果し得る成人 でなければならない。保証人が死亡または前述の要件を失った場合には、新しい保証人 を定めなければならない。保証人を変更する場合も同様である。
- 第10条 各科より専攻科へ進学する場合は、それぞれ以下の通りとする。
 - (1) 本校ファッション総合学科を卒業して専攻科へ進学する者は、所定の進学手続きにより進学を認めるものとする。
 - (2) 本校夜間科を卒業してファッション総合学科,専攻科へ進学する者は,教務委員会の審議を経て校長が決定する。
- 第11条 入学の手続きを完了した者に身分証明書を交付する。
- 第12条 本校に転入学を希望する者があるときは、選考のうえ入学を許可することがある。
- 第13条 学生が退学しようとするときは、所定の退学願書を校長に提出し、その許可を受けなければならない。
- 第14条 学生が病気またはやむをえない事由によって休学しようとするときは、所定の休 学願書を校長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、1か年を越えて休 学することはできない。
- 2 学生が心身の故障のため長期の休養を要すると認められたときは、校長は休学を命ずることがある。
- 3 学生が休学期間満了後もなお復学できないときは、校長は退学を命ずることがある。 第15条 編入学に関しては、第8条、第9条、及び第11条の規定を準用する。

第5章 教育課程,学習評価及び卒業

第16条 本校において開設する科目は、専門課程とし、授業科目及びその単位数は別表第1のとおりとする。

2 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって 構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外の 必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする
- (2) 実験・実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする
- (3) 卒業研究・美術研修・卒業制作等における成果に対しても、その成果を評価して単位を与えることができる
- 第17条 所定の授業科目を履修した者に対し、試験を行う。ただし、教務委員会の審議により平素の成績をもってこれに代えることがある。
- 第18条 各学年の課程の修了又は卒業を認める者は、進級・卒業要件単位をすべて取得し、 成績、性行ともに良好と認められ、卒業試験に合格した者とする。
- 2 卒業を認定した者で、ファッション総合学科の課程を修了した者に対して、校長は卒業証書及び専門士の称号を授与する。
- 3 卒業を認定した者で、専攻科、夜間科の課程を修了した者に対して、校長は卒業証書 を授与する。
- 4 卒業証書及び専門士称号の授与に関する様式は、別に定める。

第19条 本校において教育上有効と認めるときは、他の大学等または専門学校との協議により、学生が当該短期大学等の授業科目を履修することを認めることができる。この場合、修得した授業時数または単位を本校において修得したものとみなすことができる。

2 前項における授業時数または単位の換算については、他の大学等または専門学校との 協議により定め、認定することができる。

第6章 教務委員会

第20条 本校に校長,教頭,教諭,講師,助手,事務職員その他必要な職員を置く。 第21条 教務委員会は,校長,教頭,教諭,講師,助手をもって組織し,次の事項を審 議する。

- (1) 教育課程に関する事項
- (2) 入学, 退学, 編入, 休学および賞罰に関する事項
- (3) 試験,および卒業に関する事項

第7章 授業料、入学金その他の費用

第22条 授業料,入学金及び入学選考料等は別表第2のとおりとする。

- 第23条 授業料等は、出席の有無にかかわらず、各学期始め一週間以内に当該学期分を納入しなければならない。ただし、授業料は事情により分納を認めることがある。
- 2 学生が正当な理由がなく授業料等を1か月以上滞納し、その後においても納入の見込みがないと認められたときは、校長は退学を命ずることがある。

第24条 研究費, 教材費, などは別に実費を徴収する。

第25条 許可を得て休学中の者は、授業料の納付を要しない。

第26条 既納の納入金は原則として返還しない。

- 第27条 成績優秀・品行方正な入学生に対して、校長は理事長の承認を得て、入学金・授業料を減免することができる。
- 2 この措置を受ける者を特待生という。特待生に関する必要事項は別に定める。

第8章 賞 罰

第28条 学生が、成績、性行ともに優れ、他の模範となるときは、校長において褒賞する ことがある。

第29条 学生がこの学則その他本校の定める諸規則を守らず、又は学生の本分にもとる 行為のあったときは、校長は懲戒処分として訓告、停学及び退学を命ずることがある。

- 2 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対してのみ行うものとする。
- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 正常な理由がなくて出席常でない者
- (3) 無届欠席1か月以上におよぶ者
- (4) 本校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第9章 委託生, 聴講生, 学生校友会

第30条 学校または公共団体の推薦により、6か月以上を在学期間として教育を委託された者を委託生とする。

第31条 本校の教授科目につき聴講するものを聴講生とする。

第32条 本校在学生をもって校友会を組織し、課外の研究、体育、社会奉仕などにつき、 自治活動を行う。

第10章 雑 則

第33条 この学則の実施に関し必要な事項は校長が別に定める。

附 則

- 1. この学則は、昭和26年6月28日から実施する。
- 2. この学則の一部改正は、昭和53年4月1日から実施する。
- 3. この学則の一部改正は、昭和54年4月1日から実施する。
- 4. この学則の一部改正は、昭和56年4月1日から実施する。
- 5. この学則の一部改正は、昭和57年4月1日から実施する。
- 6. この学則の一部改正は、昭和58年4月1日から実施する。
- 7. この学則の一部改正は、昭和59年4月1日から実施する。
- 8. この学則の一部改正は、昭和60年4月1日から実施する。
- 9. この学則の一部改正は、昭和62年4月1日から実施する。
- 10. この学則の一部改正は、平成元年4月1日から実施する。
- 11. この学則の一部改正は、平成2年4月1日から実施する。
- 12. この学則の一部改正は、平成3年4月1日から実施する。 13. この学則の一部改正は、平成4年4月1日から実施する。

ただし、第4条の規定については変更後の規定にかかわらず平成4年度に本科を卒業する者は、オートクチュール科、アパレル科、コーディネーター科のそれぞれの2年目に進学できるものとする。同様に平成4年度に師範科を卒業する者はデザイナー専攻科へ進学できるものとする。

- 14. この学則の改正は、平成5年4月1日から実施する。
- 15. この学則の一部改正は、平成6年4月1日から実施する。
- 16. この学則の一部改正は、平成7年3月1日から実施する。
- 17. この学則の一部改正は、平成7年4月1日から実施する。
- 18. この学則の一部改正は、平成9年4月1日から実施する。
- 19. この学則の一部改正は、平成10年4月1日から実施する。
- 20. この学則の一部改正は、平成11年3月1日から実施する。

ただし、第17条の2及び3の規程については、平成10年度の卒業生から適用する。

- 21. この学則の一部改正は、平成12年4月1日から実施する。
- 22. この学則の一部改正は、平成13年4月1日から実施する。 ただし、第17条の2及び3の規程については、平成12年度の在校生から適用する。
- 23. この学則の一部変更は、平成14年4月1日から実施する。 ただし、平成13年度以前の入学生については、従前の例による。時装専攻科については平成16年度より実施する。

年度	学年		学	科	名(定員	(数)	
14年度	1 学年	総合企画科(40)	生産技術科(40)	販売企画科(40)	装飾表現科(40)	ファッション専攻科 (60)	服装技術科(40)
	2 学年	7-1/纤=1/科 (80)	アパレルギ	¥ (40) コデ	"祁州 (80)		
15年度	1 学年	総合企画科(40)	生産技術科(40)	販売企画科(40)	装飾表現科(40)	ファッション専攻科 (60)	服装技術科(40)
	2 学年	総合企画科(40)	生産技術科(40)	販売企画科(40)	装飾表現科(40)		
16年度	1 学年	総合企画科(40)	生産技術科(40)	販売企画科(40)	装飾表現科(40)	時装専攻科 (60)	服装技術科(40)
	2 学年	総合企画科(40)	生産技術科(40)	販売企画科(40)	装飾表現科(40)		
	3 学年	総合企画科(40)					

- 24. この学則の一部改正は、平成16年4月1日から実施する。
- 25. この学則の一部改正は、平成17年4月1日から実施する。

ただし、平成16年度以前の入学生については、従前の例による。専攻科については 平成19年度より実施する。

年度	学年		学	ź	科	名	(定員数)		
17年度	1 学年	デザイン科 (40)		総合科(120)	造形	§ (40)	ソワレ科(40)	
	2 学年	総合企画科(40)	生産技術	 析科(40)	販売企画科(40)	装飾表現科(40)		
	3 学年	総合企画科(40)	時装専巧	文科 (60)					
								総定員500名	
18年度	1 学年	デザイン科 (40)		総合科 (120)	造形	¥ (40)	ソワレ科(40)	
	2 学年	デザイン科 (40)		総合科 (120)				
	3 学年	総合企画科(40)		時装専攻科(6	50)				
								総定員500名	
19年度	1 学年	デザイン科 (40)		総合科(120)	造形	§ (40)	ソワレ科(40)	
	2 学年	デザイン科 (40)		総合科 (120)				
	3 学年	デザイン科 (40)		専攻科 (20)					
								総定員460名	

26. この学則の一部改正は、平成21年4月1日から実施する。

ただし、平成20年度以前の入学生については、従前の例による。専攻科については 平成23年度より実施する。

年度	学年	学	科	名	(定員数)	
21年度	1 弊	ファッションデザイン科(30)	ファッションテクニーク科 (40)		ファッションプランニング科(40)	夜間科(40)
	2 学年	テ゛サ゛イン 科 (40)	総	合	科(120)	
	3	テ゛サ゛イン 科(40)	専 攻 科(30)			
						総定員380名
22年度	1 弊	ファッションデザイン科(30)	ファッションテクニーク科 (40)		ファッションプランニング科(40)	夜間科(40)
	2 学年	ファッションデザイン科(30)	ファッションテクニーク科(40)		ファッションプランニング科(40)	
	3 学年	テ゛サ゛イン 科(40)	専 攻 科(20)			
						総定員320名
23年度	1 弊	ファッションデザイン科(30)	ファッションテクニーク科 (40)		ファッションプランニング科(40)	夜間科(40)
	2 学年	ファッションテ゛ザイン科(30)ファッション	ファッションテクニーク科(40)専		ファッションプランニング科(40)	
	3 学年	デザイン科(30)	攻 科(30)			
						総定員320名

- 27. この学則の一部(別表第2の夜間科授業料)改正は、平成24年4月1日から実施する。
- 28. この学則の一部(事務局の位置変更)改正は、平成25年1月28日から施行する。
- 29. この学則の一部(課程の組織、修業年限及び収容定員)改正は、平成27年4月1日から施行する。

ただし、平成26年度以前の入学生については、従前の例による。

年度	学年		学	科 名(定員	数)	
27	1年	ファッション総合学科 (60)			専攻科(40)	夜間科(30)
年度	2年	ファッションテ゛サ゛イン科 (30)	ファッションテクニーク科 (40)	ファッションフ°ランニンク゛科 (40)		
	3年	ファッションテ゛サ゛イン科 (30)				
						総定員270名
28	1年	ファッション総合学科 (60)			専攻科(40)	夜間科(30)
年度	2年	ファッション総合学科 (60)				夜間科(30)
	3年	ファッションデザイン科 (30)				
						総定員250名
29	1年	ファッション総合学科 (60)			専攻科(40)	夜間科(30)
年度	2年	ファッション総合学科 (60)				夜間科(30)
						総定員220名

30. この学則の一部(課程の組織,修業年限及び収容定員)改正は,平成28年4月1日から施行する。

ただし、平成27年度以前の入学生については、従前の例による。

年度	学年		学	科	名(定員	数)	
	1年	ファッション総合学科				専攻科(40)	夜間科(40)
28		(60)					
年	2年	ファッション総合学科					夜間科(30)
度		(60)					
	3年	ファッションテ゛サ゛イン科					
		(30)					
							総定員260名
	1年	ファッション総合学科				専攻科(40)	夜間科(40)
29		(60)					
年	2年	ファッション総合学科		T			
度		(60)					
							総定員200名

- 31. この学則の一部改正は、平成29年4月1日から実施する。
- 32. この学則の一部改正は、平成30年4月1日から施行する。
- 33. この学則の一部改正は、令和3年4月1日から施行する。

ただし、令和2年度以前の入学生については、従前の例による。

年度	学年		学	科 名(定員	(数)
2	1年	ファッション総合学科 (60)	専攻科(40)	夜間科(40)	
年度	2年	ファッション総合学科 (60)			
					総定員200名
3	1年	ファッション総合学科 (30)	専攻科(20)	夜間科(20)	
年度	2年	ファッション総合学科 (60)			
					総定員130名
4	1年	ファッション総合学科 (30)	専攻科(20)	夜間科(20)	
年度	2年	ファッション総合学科 (30)			
					総定員100名

- 34. この学則の校名変更は、令和3年4月1日から施行する。
- 35. この学則の学生納付金入学選考料の変更は、令和4年4月1日から施行する。
- 36. この学則の学生納付金の変更は、令和7年4月4日から施行する。

ファッション総合学科

	ファッション総合 	ਹ ਾ ग	第1年次	第2年次		
+☆ 米 む ロ	位 来 到日本豆八	4回光まり45	お・十久			
授業科目	授業科目小区分	授業形態	時間数	クリエイト	テクニーク	ディレクション
				コース	コース	コース
	ファッションテ゛サ゛イン画 I	演習	60			
	色彩論 I	講義	30			
	色彩演習I	演習	15			
	色彩論Ⅱ	講義∙演習		15		15
	ファッションテ゛サ゛イン論 Ⅱ	講義		15		
ファッション	ファッションテ゛サ゛イン画 Ⅱ	実習		30	30	
デザイン	ハンカ゛ーイラスト Ⅱ	演習 演習			30	
	衣料デザインⅡ	演習		60		
	コンテストテ゛サ゛イン Ⅱ	演習		30		
	ファッションテ゛サ゛インヘ゛ーシック Ⅱ	演習		30		
	テキスタイルテ゛サ゛イン ΙΙ	演習		30	30	
	ニット構成演習Ⅱ	演習		30	30	
	フラットハ°ターンメーキンク゛I -A	演習	60			
	パターンメーキング I −A	実習 演習	60			
	工業用パターンメーキング I -A	演習	30			
	服飾造形 I −A	実習実習	180			
	企画商品制作 I −A	実習	90			
	職種探究実習 I -A	実習	60			
	イベント企画 I -A	実習	105			
	生産技術 I -A	実習 実習	90			
服飾技術	パターンメーキング Ⅱ			45	210	
	グレーディングⅡ	演習			15	
	ト゛レーヒ゜ンク゛Ⅱ	演習			60	
	CADパターンメーキングⅡ 企画商品制作Ⅱ	演習 実習			15	
	企画商品制作Ⅱ	実習		255	240	
	服飾造形Ⅱ	実習		45	105	
	立体構成Ⅱ	演習		45		
	生産技術Ⅱ	実習			75	
	アパレル素材論演習 Ⅱ	演習				45
	アパレル素材論Ⅰ	講義	30			
	テキスタイル I	講義 実習	45			
	西洋服装史I	講義	15			
	ファッション情報 [講義	15			
ファッション 知識	特別講義 I	講義	15			
八十百以	現代ファッション論 Ⅱ	講義		15	15	15
	ファッション情報 Ⅱ	講義		15	15	30
	特別講義Ⅱ	講義		15	15	15
	商品知識Ⅱ	講義				15

ファッション総合学科

			第1年次		第2年次	
授業科目	授業科目小区分	授業形態		デザイン	パ。ターン	ビジネス
			時間数	クリエイト	テクニーク	
	\$ \$ \$ 1 . do = 4	-# **		コース	コース	コース
	ファッションビジネス総論 Ι	講義	30			
	Ľシ゛ュアルマーチャンタ゛イシ゛ンク゛ I	演習	45			
	ファッションコーティネート I	演習	30			
	ファッションコーディネート I 就職対策講座 I	演習	30			
	ファッションマーケティンク゛Ⅱ	実習		30		30
ファッション ビジネス	アハ°レルマーチャンタ`イシ`ンク゛Ⅱ	実習		45	30	
	ヴィジュアルマーチャンダイジング Ⅱ	演習		75		45
	CG演習Ⅱ 共通	実習		15		
	インターネットヒ゛シ゛ネス Ⅱ	実習				60
	イベント企画制作Ⅱ	実習		180	105	
	就職対策講座Ⅱ−A	演習		15	15	45
企画	イベント企画 Ⅱ	実習				180
正岡	企画制作Ⅱ	実習				330
	ファッションコーディネート演習 Ⅱ	演習				30
ファッション コーディネート	プレス演習 Ⅱ	演習				90
	スタイリングフォト演習 Ⅱ	演習				90
	芸術鑑賞 I	実習	30			
	校外研修 I	実習	45			
その他		実習		30	30	30
		実習		30	30	30
		実習		90	90	90
		計	1110	1185	1185	1185

卒業要件単位:62単位以上/卒業要件時間数:1,700時間以上

専攻科

~ ************************************	拉莱利 日小豆 八	授業	1年次
授業科目	授業科目小区分	形態	時間数
	ファッションテ゛サ゛イン画 皿(Ⅱ A)	実習	30
	コンテストテ゛サ゛イン皿(Ⅱ5回)	実習	45
	ハンカ ーイラスト皿(Ⅱ)	実習	30
ファッション デザイン	衣料デザインⅢA(Ⅱ)	演習	90
	衣料デザインⅢB(FDBⅡ3回)	演習	30
	カットソーテ [*] サ [*] イン Ⅲ	演習	30
	テキスタイルテ [*] サ [*] インⅢ	演習	60
	パ゚ターンメーキンク゛皿	実習	60
	工業用パターンメーキングⅢ	演習	60
	ト・レーヒ゜ンク・皿	実習	60
	CAD・3Dパ [°] ターンメーキング [*] Ⅲ	実習	45
	企画商品製作ⅢA	実習	60
服飾技術	企画商品製作ⅢB	実習	60
	企画商品製作ⅢC	実習	60
	企画商品製作ⅢD	実習	60
	企画商品製作ⅢE	実習	45
	服飾造形皿	実習	30
	生産技術皿	実習	45
ファッション	ファッション情報皿	講義	15
知識	特別講義Ⅲ	講義	15

専攻科

12 4. 1.1 D	拉米村口 小豆 八		
授業科目	授業科目小区分	形態	時間数
	ファッションマーケティング 皿(Ⅱ 10回)	講義·演習	30
	アハ [°] レルマーチャンタ [°] イシ [°] ンク [°] 皿(Ⅱ)	講義·演習	30
	∨м D ША	講義·演習	15
	VMDⅢB	講義∙演習	15
	CG演習Ⅲ	講義∙演習	60
	インターネットヒ [*] シ [*] ネスⅢ	講義∙演習	30
	セールスプ [°] ロモーションⅢ	演習	15
ファッション ビジ [*] ネス	FビジネスプランニングⅢ	演習	15
	イヘ [*] ント企画制作ⅢA	実習	60
		実習	60
	イヘン・シャン・	実習	60
		実習	60
		実習	60
	英会話皿(II)	講義	15
	就職対策講座Ⅲ	演習	15
ファッションコーティネート	スタイリング 演習ⅢA	演習	15
	インターンシップⅢ(選択)	実習	75
その他	芸術鑑賞皿(選択)	実習	30
	校外研修皿(選択)	実習	45
		計	1,635

卒業要件単位:31単位以上/卒業要件時間数:900時間以上

令和 2 年度 夜間科 教育課程表

市和 2 年度 俊间科 教育誌程衣								
				1年次				
授業科目	 授業科目小区分	授業	単	時	供 老			
[技术符日	技术符号小区方 	形態 位 间		1佣 45				
			数	数	択 択 択			
	ファッションテ [゛] サ イン画 I -B	演習	2	30				
ファッションデザイン系	色彩論 I -B	講義	2	30				
	色彩演習 I -B	演習	2	30				
	ハ [°] ターンメーキンク゛I −C	演習	2	60				
	ハ [°] ターンメーキンク゛I −D	演習	2	60				
	服飾造形 I -C	実習	1	45				
	服飾造形 I -D	実習	2	60				
服飾造形系	服飾造形 I -E	実習	1	45				
	服飾造形 I -F	実習	2	60				
	服飾造形 I -G	実習	2	90				
	生産技術 I -B	実習	2	90				
	生産技術 I −C	実習	2	90				
ファッション知識系	テキスタイル I -B	演習	2	30				
	特別講義 I	講義	1	15				
ファッションビジネス系	ファッションビジネス総論I-B	演習	2	60				
ラッピング・アクセサリー	ラッピング演習	演習	1		選択			
系	アクセサリー演習	演習	1	15	選択			
	就職対策講座 I	演習	1	15	選択			
その他	校外研修 I	実習	1		選択			
	校外研修Ⅱ	実習	2	90	選択			
	芸術鑑賞 I	実習	1	30				
					卒業要件単位: 28単位			
	計		34	1,005	卒業要件時間数: 825時間			

札幌ファッションデザイン専門学校 DOREME 学生納付金

学納金	学科	 	ファッション総合学科	専 攻 科	夜 間 科
	学選者	当料	20,000	20,000	20,000
入	学	金	130,000	130,000	50,000
授	業	料			
	前	期	270,000	270,000	170,000
	後	期	270,000	270,000	170,000
施	設	費	90,000	90,000	20,000
実	漁 実 習	習費	80,000	80,000	20,000
維	持	費	80,000	80,000	20,000
合	計 金	額			
第1学年			920,000	920,000	450,000
第2学年			790,000	_	_

備考

- 1. ファッション総合学科・夜間科を卒業して専攻科に進学する場合は、入学金を免除する。
- 2. 教材については、個人の所持品に応じて購入を要する。